

船舶事故調査（活魚運搬船第八しんこう丸乗組員行方不明）について  
（経過報告）

令和3年12月16日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年12月23日、船舶事故（活魚運搬船第八しんこう丸乗組員行方不明）について、令和2年12月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、船体及び乗組員が発見されておらず、これまでの調査で得られた情報が極めて少なく、事実の確認を進めるためには、船体の発見等新たな情報が入手可能な状況となる必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難な状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

## 1. 船舶事故の概要

活魚運搬船第八しんこう丸（以下「A船」という。）は、船長ほか5人が乗り組み、愛媛県愛南町を出港し、三重県尾鷲市に向けて航行中、令和2年12月22日19時30分ごろ、他社の活魚運搬船の乗組員に目撃された後、乗組員全員とともに行方不明となった。

## 2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年12月30日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、気象及び海象に関する情報等を収集した。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1） 事故の経過

A船は、船長ほか5人が乗り組み、養殖ブリを積載し、令和2年12月22日12時00分ごろ、愛媛県愛南町から三重県尾鷲市に向けて出港した。

A船は、19時30分ごろ、室戸岬西方沖において約10ノットで東進中の他社の活魚運搬船の乗組員から目撃された。

(2) 死傷者

乗組員6人(全員)が行方不明となった。

(3) 船舶の損傷等

行方不明

(4) 気象・海象等

A船が最後に目撃された室戸岬西方沖から三重県尾鷲市に至る航路の近傍に位置する室戸岬特別地域気象観測所及び潮岬特別地域気象観測所における12月22日20時から23日20時にかけての観測値は次のとおりであった。

① 室戸岬特別地域気象観測所

天気：くもり又は晴れ、海面気圧：1021.3～1026.6hPa、

気温：7.3～11.3℃、風向風速：北西から南西にかけて0.6～12.1m/s(※23日16時に0.6m/sの東南東の風を記録)

② 潮岬特別地域気象観測所

天気：くもり又は晴れ、海面気圧：1021.1～1026.0hPa、

気温：8.3～12.7℃、風向風速：北北西から西南西にかけて1.2～6.9m/s(※23日16時以降に1.2～2.8m/sの北北東から東南東の風を記録)

室戸岬西方沖から三重県尾鷲市に至る航路の近傍に位置する気象庁の沿岸代表点(土佐湾及び紀伊水道)における12月22日21時、23日09時及び21時の海象推算値は次のとおりであった。

① 土佐湾

周期：2～4秒、波高：0.3～0.5m

② 紀伊水道

周期：2～10秒、波高：0.3～0.7m

(5) 今後の調査

新たな情報の入手等により、これまでの調査で得られた情報に加え、事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行い、本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策を検討する。

本委員会は、これまでの調査によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進めるべく事実の確認に資する新たな情報の収集に努める。